

○川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

平成 7 年 9 月 2 9 日

規則第 3 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号。以下「省令」という。）並びに浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）並びに川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 7 年条例第 1 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 1 5 規則 7 1 ・一部改正)

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(平 1 5 規則 7 1 ・一部改正)

(再生利用等に関する計画)

第 3 条 条例第 8 条に規定する再生利用等に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとし、当該計画は、法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画において定めるものとする。

(1) 市民及び事業者の再生利用の促進のための取組に関する事項

(2) 市長の再生利用の促進のための施策に関する事項

(多量排出事業者)

第 4 条 条例第 1 2 条第 1 項に規定する事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者で規則で定めるものは、市の処理施設に月 5 トン以上の廃棄物を搬入する者とする。

2 前項に規定する廃棄物の搬入量は、毎年 4 月 1 日を基準日とした同日前 1 年間における平均月間搬入量とする。

(平 1 3 規則 8 ・一部改正、平 1 5 規則 7 1 ・旧第 5 条繰上・一部改正)

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第 5 条 条例第 1 2 条第 2 項の規定による事業系一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、前条の規定に該当することとなった日から 3 0 日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者選任届（様式第 1 号）により行うものとする。

(平 1 5 規則 7 1 ・旧第 6 条繰上・一部改正)

(減量等計画書の作成)

第6条 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量・資源化等計画書（様式第2号）を年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を単位に作成し、多量排出事業者に該当することとなった年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

（平13規則8・一部改正、平15規則71・旧第7条繰上）

（保管場所の設置基準等）

第7条 条例第12条第4項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、面積基準については、別に定めるものとする。

- (1) 再生利用の対象となる物（以下「再生利用対象物」という。）の保管場所と事業系一般廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再生利用対象物に事業系一般廃棄物が混入しないようにするとともに、事業系一般廃棄物から生ずる汚水等により再生利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再生利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するようにすること。
- (3) 再生利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再生利用対象物の搬入、排出等の作業が容易にできるようにすること。
- (5) 保管場所には、再生利用対象物の種類、注意事項等を表示すること。

2 条例第12条第4項の規定による保管場所を設置した者は、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物保管場所設置届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

（平15規則71・旧第8条繰上・一部改正）

（改善勧告）

第8条 条例第13条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

（平15規則71・旧第9条繰上・一部改正）

（受入拒否）

第9条 市長は、事業系一般廃棄物の受入れを拒否しようとするときは、多量排出事業者に対し、受入拒否通知書（様式第5号）を送付するものとする。

（平15規則71・旧第10条繰上）

（一般廃棄物の処理の申請）

第10条 一般廃棄物（動物の死体を除く。）の処理を希望する者は、一般廃棄物処理申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、家庭系廃棄物を排出する者で市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(平 1 5 規則 7 1 ・旧第 1 1 条繰上)

(一般廃棄物の処理の廃止、休止又は変更の届出)

第 1 1 条 前条に規定する処理を廃止し、休止し、又は変更しようとする者は、一般廃棄物処理廃止・休止・変更届(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。ただし、家庭系廃棄物を排出する者で市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(平 1 5 規則 7 1 ・旧第 1 2 条繰上)

(市の処理施設への搬入)

第 1 2 条 一般廃棄物(動物の死体を除く。)を市の処理施設へ搬入しようとする者は、ごみ処理施設搬入許可申請書(様式第 8 号)又はし尿等処理施設搬入許可申請書(様式第 9 号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請を許可する基準は、市長が別に定める。

3 市長は、第 1 項の許可をしたときは、ごみ処理施設搬入許可書(様式第 1 0 号)又はし尿等処理施設搬入許可書(様式第 1 1 号)を交付する。

4 一般廃棄物収集運搬業者は、収集したし尿又は浄化槽清掃の際に生ずる汚物の処分を市に依頼しようとするときは、し尿等処分依頼書(様式第 1 2 号)をその都度市長に提出しなければならない。

(平 1 5 規則 7 1 ・旧第 1 3 条繰上)

(集積場所の設置等)

第 1 3 条 市民は、家庭系廃棄物の収集を受けるためにその集積場所を設けるものとし、その設置等の基準は、市長が別に定める。

(平 1 5 規則 7 1 ・旧第 1 4 条繰上)

(資源物)

第 1 3 条の 2 条例第 2 0 条の 2 第 1 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 新聞紙、書籍、雑誌、段ボール、紙パック等の紙
- (2) 布
- (3) 瓶
- (4) 缶
- (5) ペットボトル
- (6) プラスチック製容器包装(ペットボトルを除く。)
- (7) 小型家庭電化製品

(8) 自転車

(平16規則40・追加、平31規則3・一部改正)

(動物の死体処理の届出)

第14条 動物の死体の処理を依頼しようとする者は、動物死体処理依頼書(様式第13号)により市長に届け出るものとする。

(平15規則71・旧第15条繰上)

(手数料の納付)

第15条 一般廃棄物処理手数料の納付は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び市長が指定する者 1月分を一括し、市長が指定する日までに納付

(2) 前号に掲げる者以外の者 一般廃棄物の搬入許可申請(動物の死体の処理については、処理依頼)時に納付

(平15規則71・旧第16条繰上、平21規則27・一部改正)

(粗大ごみ処理手数料)

第16条 条例別表第1に規定する粗大ごみで品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。

(平15規則71・旧第17条繰上)

(手数料の減免)

第17条 市長は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるところにより条例別表第1に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害(地震、台風、集中豪雨、火災等)により被害を受けた者 免除

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に掲げる保護を受けている者 免除

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める者 その都度市長が決定

(平15規則71・旧第18条繰上)

(減免の手続)

第18条 前条の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長が前項の決定をしたときは、手数料減免決定書(様式第15号)を交付する。

(平15規則71・旧第19条繰上、平21規則27・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第19条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第16号)に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (3) 申請者が法人の場合にあつては、役員等の氏名、住所、本籍、生年月日及び役職に関する調書
- (4) 事業計画の概要を記載した書類
- (5) 運搬先が本市の処理施設以外の場合には、一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (6) 一般廃棄物(し尿等の液状のものを除く。以下この号において同じ。)を収集する相手方の名称及び所在地並びに一般廃棄物の種類、数量等を記載した書類並びに当該相手方との受託関係を明らかにした書類
- (7) 営業所及び運搬車保管場所の案内図、付近見取図及び配置図(運搬車保管場所に限る。)並びに申請者が当該施設の所有権(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原)を有することを証する書類
- (8) 運搬車の車種、車両番号、最大積載量等に関する調書並びに当該運搬車の正面及び側面の写真並びに自動車検査証及び任意の保険に加入していることを証する書類の写し
- (9) 従業員の氏名、住所、生年月日及び職名に関する調書
- (10) 市内で収集又は運搬の業務に従事する者の氏名、住所、生年月日、職名及び経験に関する調書
- (11) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を受けている市町村名、許可番号等に関する調書
- (12) 事業の開始に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類
- (13) 申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (14) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類及び図面

2 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新申請手続は、前項の申請手続の例による。この場合において、申請の内容に変更がない場合は、前項の規定にかかわらず、市長の指示すると

ころにより添付する書類等の一部を省略することができる。

(平15規則71・旧第20条繰上、平15規則120・平17規則3・平21規則27・令元規則26・一部改正)

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第20条 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第17号)に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (3) 申請者が法人の場合にあっては、役員等の氏名、住所、本籍、生年月日及び役職に関する調書
- (4) 事業計画の概要を記載した書類
- (5) 最終処分以外の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (6) 一般廃棄物を受入れる相手方の名称及び所在地並びに当該一般廃棄物の種類、数量等を記載した書類並びに当該相手方との受託関係を明らかにした書類
- (7) 営業所の案内図及び付近見取図
- (8) 処分施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び写真並びに当該施設の案内図及び付近見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (9) 申請者が前2号の施設の所有権(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原)を有することを証する書類
- (10) 従業員の氏名、住所、生年月日及び職名に関する調書
- (11) 市内で処分の業務に従事する者の氏名、住所、生年月日、職名及び経験に関する調書
- (12) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を受けている市町村名、許可番号等に関する調書
- (13) 事業の開始に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類
- (14) 申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (15) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類及び図面

- 2 一般廃棄物処分業の許可の更新申請手続は、前項の申請手続の例による。この場合において、申請の内容に変更がない場合は、前項の規定にかかわらず、市長の指示するところにより添付する書類等の一部を省略することができる。

(平15規則71・旧第21条繰上、平15規則120・平17規則3・平21規則27・令元規則26・一部改正)

(許可証)

第21条 条例第26条第3項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第18号)又は一般廃棄物処分業許可証(様式第19号)とする。

(平15規則71・旧第22条繰上・一部改正、平21規則27・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可を要しない者の指定)

第22条 省令第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する市長の指定を受けようとする者は、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可不要者指定申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の指定は、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可不要者指定書(様式第21号)を交付して行うものとする。

(平15規則71・追加、平21規則27・一部改正)

(変更の許可申請)

第23条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／変更許可申請書(様式第22号)を市長に提出しなければならない。

- 2 第19条及び第20条の規定は、前項の申請書に添付する書類等について準用する。この場合において、第19条第1項第4号及び第20条第1項第4号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、第19条第1項第12号及び第20条第1項第13号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、第20条第1項第8号中「処分施設」とあるのは「変更に係る処分施設」と、「最終処分場」とあるのは「変更に係る最終処分場」と、第19条第2項及び第20条第2項中「許可の更新申請手続」とあるのは「事業の範囲の変更許可申請手続」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 3 市長は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物収集運搬業変更許可証(様式第23号)を、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは一般廃棄物処分業変更許可証(様式第24号)を交付する。

(平15規則71・平21規則27・一部改正)

(変更等の届出)

第24条 条例第27条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる場合とする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業者 第19条第1項第5号及び第6号に掲げる書類の記載事項に変更が生じた場合

(2) 一般廃棄物処分業者 第20条第1項第5号及び第6号に掲げる書類の記載事項に変更が生じた場合

2 法第7条の2第3項及び前項に規定する事項の届出をしようとする者は、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／変更届出書(様式第25号)を市長に提出して行うものとする。この場合において、前項に規定する事項の届出書の提出期限は、当該変更の事由が生じた日から10日以内とする。

3 法第7条の2第3項に規定する廃止の届出は、廃止届出書(様式第26号)を市長に提出して行うものとする。

(平15規則71・平21規則27・一部改正)

(一般廃棄物処理業等の許可証の再交付申請)

第25条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業等許可証再交付申請書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。

(平15規則71・平21規則27・一部改正)

(許可証の返納)

第26条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可期間が満了したとき。

(2) 変更の許可を受けたとき。

(3) 事業を廃止したとき。

(4) 許可を取り消されたとき。

(平15規則71・一部改正)

(一般廃棄物処理施設に係る許可証等の交付)

第27条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証(様式第28号)を交付する。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（様式第29号）を交付する。

（平15規則71・追加、平21規則27・平23規則21・一部改正）

（一般廃棄物処理施設等に係る許可証等の再交付申請）

第28条 前条の一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証、熱回収施設設置者認定証、省令第12条の5の許可証又は省令第12条の11の10の認定証の再交付を受けようとする者は、廃棄物処理施設許可証等再交付申請書（様式第30号）を市長に提出しなければならない。

（平15規則71・追加、平21規則27・平23規則21・一部改正）

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知）

第29条 市長は法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書（様式第31号）により当該検査の申請者に通知するものとする。

（平15規則71・追加、平21規則27・平23規則21・一部改正）

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知）

第30条 市長は、法第9条第5項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）又は第9条の2の3第2項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書（様式第32号）により当該確認の申請者に通知するものとする。

（平15規則71・追加、平21規則27・平23規則21・一部改正）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出及び設置等に係る確認の通知）

第31条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第33号）によるものとする。

2 法第9条の3第4項ただし書（同条第9項において準用する場合を含む。）の通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書（様式第34号）によるものとする。

（平15規則71・追加、平21規則27・平23規則21・一部改正）

（産業廃棄物処理業の許可を要しない者の指定）

第32条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する市長の指定を受けようとする者は、産業廃棄物／収集運搬業／処分業／許可不要者指定申請書（様式第35号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定は、産業廃棄物／収集運搬業／処分業／許可不要者指定書（様式第36号）

を交付して行うものとする。

(平15規則71・追加、平21規則27・平23規則21・一部改正)

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付)

第33条 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、その事業に係る許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、当該許可証の再交付を市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書(様式第37号)によるものとする。この場合において、許可証の毀損又は汚損を理由として申請する場合にあっては、当該許可証を添付しなければならない。

(平15規則71・追加、平21規則27・平23規則21・平26規則5・一部改正)

(休止の届出)

第34条 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、その事業の全部又は一部を30日以上休止しようとするときは、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)／収集運搬業／処分業／休止届出書(様式第38号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(平15規則71・追加、平21規則27・平23規則21・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)

第35条 市長は、法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書(様式第39号)により当該検査の申請者に通知するものとする。

(平15規則71・追加、平15規則120・平21規則27・平23規則21・一部改正)

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)

第36条 市長は、法第15条の2の6第3項の規定において準用する法第9条第5項又は法第15条の3の2第2項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認をしたときは、当該確認の結果を産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書(様式第40号)により当該確認の申請者に通知するものとする。

(平15規則71・追加、平15規則120・平21規則27・平23規則21・一部改正)

(報告の徴収)

第 37 条 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者（事業者が特別管理産業廃棄物管理責任者である場合を含む。）を置き、変更し、又は廃止した日から 30 日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書（様式第 41 号）を市長に提出しなければならない。

2 法第 12 条第 8 項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物処理実績報告書（様式第 42 号）を市長に提出しなければならない。

3 産業廃棄物収集運搬業者（積替え又は保管を行うものに限る。）若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（積替え又は保管を行うものに限る。）若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理（運搬）実績報告書（様式第 43 号）又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理（処分）実績報告書（様式第 44 号）を市長に提出しなければならない。

（平 15 規則 71・追加、平 20 規則 26・平 21 規則 27・平 23 規則 21・一部改正）

（様式）

第 38 条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 省令第 2 条の 7、第 10 条の 10 の 3 又は第 10 条の 24 の届出書 廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書（様式第 45 号）
- (2) 法第 8 条第 2 項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第 46 号）
- (3) 省令第 4 条の 4 第 1 項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第 47 号）
- (4) 省令第 4 条の 4 の 2 の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第 48 号）
- (5) 省令第 4 条の 4 の 4 の書面 定期検査結果通知書（様式第 49 号）
- (6) 省令第 4 条の 17 の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第 50 号）
- (7) 省令第 5 条の 3 第 1 項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第 51 号）
- (8) 省令第 5 条の 4 の 2 第 1 項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第

52号)

(9) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第53号)

(10) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第54号)

(11) 省令第5条の5の3又は第12条の11の3の届出書 廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書(様式第55号)

(12) 省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収施設設置者認定申請書(様式第56号)

(13) 省令第5条の5の10第1項の届出書 熱回収施設休廃止等届出書(様式第57号)

(14) 省令第5条の5の11第1項の報告書 熱回収報告書(様式第58号)

(15) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第59号)

(16) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第60号)

(17) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書(様式第61号)

(18) 省令第6条第1項の届出書 相続届出書(様式第62号)

(19) 省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第63号)

(20) 省令第12条の7の17第4項の受理書 受理書(様式第64号)

(21) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出に係る届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書(様式第65号)

(22) 法第21条の2第1項の規定による届出に係る届出書 特定処理施設における事故状況等届出書(様式第66号)

(平15規則71・追加、平15規則120・平19規則39・平20規則26・

平21規則27・平23規則21・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可申請)

第39条 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第67号)に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 申請者が浄化槽法(昭和58年法律第43号)第36条第2号イからニまで及びヘからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

- (3) 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名、住所、本籍、生年月日及び役職に関する調書
 - (4) 事業計画の概要を記載した書類
 - (5) 営業所の案内図及び付近見取図並びに申請者が当該営業所の所有権(所有権を有しない場合には、当該営業所を使用する権原)を有することを証する書類
 - (6) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第1号から第3号までに規定する器具の写真並びにその収納場所の案内図、付近見取図及び配置図
 - (7) 従業員の氏名、住所、生年月日及び職名に関する調書
 - (8) 市内で清掃の業務に従事する者の氏名、住所、生年月日、職名及び経験に関する調書
 - (9) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有している者の氏名等に関する調書及びこれらを証する書面の写し
 - (10) 申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類及び図面
- 2 浄化槽清掃業の許可の更新申請手続は、前項の申請手続の例による。この場合において、申請の内容に変更がない場合は、前項の規定にかかわらず、市長の指示するところにより添付する書類等の一部を省略することができる。

(平15規則71・旧第27条繰下・一部改正、平15規則120・平17規則3・平19規則39・平20規則26・平21規則27・平23規則21・一部改正)

(許可の期間)

第40条 条例第32条第2項に規定する規則で定める期間は、2年とする。

(平10規則10・一部改正、平15規則71・旧第28条繰下)

(許可証)

第41条 条例第32条第3項に規定する許可証は、浄化槽清掃業許可証(様式第68号)とする。

(平15規則71・旧第29条繰下・一部改正、平15規則120・平19規則39・平20規則26・平21規則27・平23規則21・一部改正)

(変更届出)

第42条 浄化槽法第37条に規定する変更届出は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第69号)を市長に提出して行うものとする。

(平15規則71・旧第30条繰下・一部改正、平15規則120・平19規則3

9・平20規則26・平21規則27・平23規則21・一部改正)

(準用)

第43条 第24条第3項、第25条及び第26条(第2号の規定を除く。)の規定は、浄化槽清掃業の廃止の届出、許可証の再交付申請及び許可証の返納について準用する。この場合において、第24条第3項中「法第7条の2第3項」とあるのは「浄化槽法第38条」と、第25条中「一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、第26条中「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(平15規則71・旧第31条繰下)

(立入調査の身分証明書)

第44条 条例第42条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第70号)とする。

(平15規則71・旧第32条繰下・一部改正、平15規則120・平19規則39・平20規則26・平21規則27・平23規則21・一部改正)

(その他)

第45条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平15規則71・旧第33条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 川越市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第12号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の日前から同日以後に引き続き家庭系廃棄物を排出する者については、第11条の規定にかかわらず、同日に同項に規定する許可を受けたものとみなして、当該廃棄物の処理を行うものとする。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則の規定により既に交付されているし尿くみ取券で使用されていないものは、第16条第1項の規定により購入されたし尿くみ取券とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則 (平成8年6月21日規則第27号)

- 1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行

規則の規定によるし尿くみ取券（世帯・施設割券）を購入することにより納付されているし尿の収集・運搬手数料で、当該し尿くみ取券（世帯・施設割券）の消印がされていないものの取扱いについては、次の各号の収集・運搬手数料の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成7年条例第15号。以下「条例」という。）別表第1普通世帯に係る収集・運搬手数料 改正後の様式第14号の規定によるし尿くみ取券（世帯割券）とみなして第16条第1項を適用
- (2) 条例別表第1事業所その他多数の者が利用する施設に係る収集・運搬手数料 市長が別に決定

附 則（平成10年2月26日規則第10号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年2月26日規則第8号）

この規則中別表の改正規定は平成13年4月1日から、第5条、第7条及び様式第2号の改正規定は平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第71号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成15年12月1日規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月2日規則第40号）

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第3号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第26号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第39号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第26号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第27号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に収集、運搬又は処分が行われている衣類乾燥機の処理に係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第21号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第43号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第67号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第18号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月18日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月3日規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第44号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月8日規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成２９年９月２６日規則第５６号）

- １ この規則は、平成２９年１０月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際現に改正前の川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成３１年２月５日規則第３号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１２月１３日規則第２６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年８月２０日規則第５７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日規則第２４号）

- １ この規則は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和７年３月２８日規則第１９号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第１６条関係）

（平１５規則１２０・全改、平２１規則２７・平２４規則４３・平２５規則１８・一部改正）

品目	金額
椅子	５００円
姿見	５００円
鏡台	１，５００円
座卓	５００円
こたつ（１辺７５ｃｍ以上）	１，０００円
サイドボード	２，０００円
食卓用テーブル	１，０００円
食器戸棚小（１辺１００ｃｍ未満）	１，０００円
食器戸棚大（１辺１００ｃｍ以上）	１，５００円

整理台小（１辺１００ｃｍ未満）	５００円
整理台大（１辺１００ｃｍ以上）	１，０００円
整理棚小（１辺１００ｃｍ未満）	１，０００円
整理棚大（１辺１００ｃｍ以上）	１，５００円
整理箱小（１辺１００ｃｍ未満）	１，０００円
整理箱大（１辺１００ｃｍ以上）	１，５００円
ソファەر（１人用）	５００円
ソファەر（長椅子）	１，０００円
ソファەر（ベッド兼用）	１，５００円
タンス小（１辺１００ｃｍ未満）	１，０００円
タンス中（１辺１００ｃｍ以上１５０ｃｍ未満）	１，５００円
タンス大（１辺１５０ｃｍ以上）	２，０００円
ついたて	５００円
机（片袖）	１，０００円
机（両袖）	２，０００円
ライティングデスク	２，０００円
テーブル用椅子（２脚）	５００円
ベッド（ベビー用）	１，０００円
ベッド（シングル）	１，５００円
ベッド（ダブル・セミダブル）	２，０００円
ベッド（２段）	２，０００円
ベッド用マットレス	１，０００円
食器洗い乾燥機（１辺５０ｃｍ以上）	１，０００円
スピーカー（１辺５０ｃｍ以上）	１，０００円
ステレオ一式	１，５００円
石油暖房器具（１辺５０ｃｍ以上）	１，０００円
ガス暖房器具（１辺５０ｃｍ以上）	１，０００円
冷風機	１，０００円
アコーデオンカーテン	５００円
編み機	１，０００円

オルガン（足型）	1, 0 0 0 円
オルガン（箱型）	1, 5 0 0 円
オルガン（電子）	2, 0 0 0 円
オーブンレンジ	1, 0 0 0 円
電子レンジ（1 辺 5 0 c m 以上）	1, 0 0 0 円
脚立（1 辺 2 1 0 c m 以下）	5 0 0 円
健康増進器具小	1, 0 0 0 円
健康増進器具大	1, 5 0 0 円
ジュウタン類	1, 0 0 0 円
ウッドカーペット	1, 5 0 0 円
水槽小（1 辺 6 0 c m 超 9 0 c m 以下）	1, 0 0 0 円
水槽大（1 辺 9 0 c m 超 1 2 0 c m 以下）	1, 5 0 0 円
洗面台小（1 辺 9 0 c m 未満）	1, 0 0 0 円
洗面台大（1 辺 9 0 c m 以上 1 8 0 c m 以下）	2, 0 0 0 円
調理台小（1 辺 9 0 c m 未満）	1, 0 0 0 円
調理台大（1 辺 9 0 c m 以上 1 8 0 c m 以下）	2, 0 0 0 円
流し台小（1 辺 9 0 c m 未満）	1, 0 0 0 円
流し台大（1 辺 9 0 c m 以上 1 8 0 c m 以下）	2, 0 0 0 円
電動自転車	2, 0 0 0 円
布団（3 枚 1 組）	1, 0 0 0 円
プリンター（1 辺 5 0 c m 以上）	5 0 0 円
マッサージ機（椅子型）	1, 0 0 0 円
マッサージ機（ベッド型）	1, 5 0 0 円
ミシン（卓上型 1 辺 5 0 c m 以上）	5 0 0 円
ミシン（足踏み式）	1, 5 0 0 円
物干し竿	5 0 0 円
物干し台小	1, 0 0 0 円
物干し台大	2, 0 0 0 円
幼児用遊具（1 辺 1 0 0 c m 以上）	1, 0 0 0 円

備考

- 1 「1 辺」とは、当該粗大ごみのうち最大の辺をいう。
- 2 この表に掲げる品目以外の品目に係る粗大ごみ処理手数料は、この表に準じた金額による。

様式第1号(第5条関係)

事業系一般廃棄物管理責任者選任届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届 出 者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条第2項の規定により、事業系一般廃棄物管理責任者を選任したので、次のとおり届け出ます。

多量排出事業者の名称		
多量排出事業者の所在地		
選 任 し た 事業系一般 廃 棄 物 管理責任者	選任年月日	年 月 日
	氏 名	
	役 職 名	
	連 絡 先	電話番号 —

様式第2号(第6条関係)

(表面)

事業系一般廃棄物の減量・資源化等計画書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条第3項の規定により、事業系一般廃棄物減量・資源化等計画書を作成したので、次のとおり提出します。

多量排出事業者の名称				
多量排出事業者の所在地				
建 築 物 の 用 途	オフィスビル 店舗ビル 工場・研究所 医療機関等 ホテル・結婚式場等 学校 倉庫・流通センター その他()			
保 管 場 所	用 途	面 積	設 置 場 所	
	再 生 利 用 対 象 物	m ²		
	事 業 系 一 般 廃 棄 物	m ²		
減量、資源化及び適正な処理に関する計画	今年度計画していること	現在減量のために実施していること		
	1 紙類の分別・資源化 (1) 新聞・段ボール・雑紙(誌) (2) OA紙 (3) シュレッダー (4) その他() 2 生ごみの資源化(堆肥・飼料) 3 包装材の使用抑制 4 社員教育の徹底 5 その他(具体的に)	1 紙類の分別・資源化 (1) 新聞・段ボール・雑紙(誌) (2) OA紙 (3) シュレッダー (4) その他() 2 生ごみの資源化(堆肥・飼料) 3 包装材の使用抑制 4 社員教育の徹底 5 その他(具体的に)		

(裏面)

年度区分 種類		前 年 度 実 績				今 年 度 計 画			
		廃 棄 物	再生利用対象物	合 計	資源化率	廃 棄 物	再生利用対象物	合 計	資源化率
		(ア) kg	(イ) kg	(ウ=ア+イ) kg	(イ/ウ) %	(ア) kg	(イ) kg	(ウ=ア+イ) kg	(イ/ウ) %
紙 類 A	新 聞 a								
	段ボール b								
	雑紙(誌) c								
	OA紙 d								
	シュレッダー e								
	その他 f								
計 a+b+c+d+e+f									
可 燃 ご み B	可燃ごみ g								
	生ごみ h								
	その他 i								
計 g+h+i									
粗 大 ご み C	粗大ごみ j								
	その他 k								
計 j+k									
その他 D ()									
合計 A+B+C+D									

種 類	契 約 業 者 名
再 生 利 用 対 象 物	
事 業 系 一 般 廃 棄 物	
産 業 廃 棄 物	

様式第3号(第7条関係)

再生利用対象物及び事業系一般廃棄物保管場所設置届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届 出 者
住 所

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条第4項の規定により、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置したので、次のとおり届け出ます。

多量排出事業者の名称	
多量排出事業者の所在地	
事業系一般廃棄物管理責任者の氏名	
建築物の用途及び面積	事 務 所 m ²
	店 舗 m ²
	宿 泊 施 設 m ²
	学校・娯楽施設 m ²
	医 療 施 設 m ²
	そ の 他 m ²
保 管 場 所 等	事業系一般廃棄物保管場所 m ²
	再生利用対象物保管場所 m ²
	詳細は別添図面のとおり
備 考	

様式第4号(第8条関係)

勸告書

年 月 日

様

川越市長



川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり勸告します。

多量排出事業者の名称	
多量排出事業者の所在地	
事業系一般廃棄物管理責任者の氏名	
1 勸告内容	
2 勸告理由	
3 措置の期限	

様式第5号(第9条関係)

受 入 拒 否 通 知 書

年 月 日

様

川越市長



川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第14条の規定により、下記のとおり事業系一般廃棄物の受入れを拒否するので通知します。

記

多量排出事業者の名称	
多量排出事業者の所在地	
事業系一般廃棄物管理責任者の氏名	
受 入 拒 否 の 理 由	
受 入 拒 否 の 開 始 日	年 月 日から

様式第6号(第10条関係)

一般廃棄物処理申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第10条の規定により、次のとおり申請します。

世帯員氏名又は 代表者氏名	生年月日	備 考

様式第7号(第11条関係)

一般廃棄物処理廃止・休止・変更届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届 出 者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第11条の規定により、一般廃棄物の処理の廃止・休止・変更を届け出ます。

世 帯 員 氏 名 又 は 代 表 者 氏 名	廃 止 ・ 休 止 ・ 変 更 の 理 由

様式第8号(第12条関係)

ごみ処理施設搬入許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

一般廃棄物を市の処理施設へ搬入したいので、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第12条第1項の規定により申請します。なお、一般廃棄物の処理(再生利用を含む。)の方法については、川越市に委ねます。

申 請 者	住 所		
	氏 名		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号		
一 般 廃 棄 物 の 排 出 者	☐ 申請者と同じ		
	☐ 申請者 と 異 な る 場 合	住 所	川越市
		氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
		電話番号	
搬入年月日	年 月 日		
使用車両	車 両 名 称		車 両 番 号
搬 入 一 般 廃 棄 物 の 内 容	搬入する品目(以下の欄に記入してください。)		
※市記入欄		搬入数量	kg

様式第9号(第12条関係)

し尿等処理施設搬入許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申 請 者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物を市の処理施設へ搬入したいので、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第12条第1項の規定により申請します。

搬入年月日 又は期間	年 月 日から 年 月 日まで
1日平均し尿 等搬入予定量	_____k _l (1.8k _l 積載くみ取車_____台相当)
備 考	

様式第10号(第12条関係)

ごみ処理施設搬入許可書

年 月 日

様

川越市長



次のとおり搬入を許可します。

申 請 者	住 所		
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号		
一般廃棄物 排 出 者	☐ 申請者と同じ		
	☐ 申請者 と異なる 場合	住 所	川越市
		氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
		電話番号	
搬入年月日	年 月 日		
使 用 車 両	車 両 名 称		車 両 番 号
搬 入 一 般 廃 棄 物 の 内 容	品 目		
搬入数量		数量は計量票兼領収書に記載	

様式第11号(第12条関係)

し尿等処理施設搬入許可書

年 月 日

様

川越市長



次のとおり搬入を許可します。

許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
1日平均し尿等 許可搬入量	_____kl (1.8kl積載ふん尿車_____台相当)
備考	

様式第12号(第12条関係)

し尿等処分依頼書

年 月 日

(提出先)
川越市長

依頼者
住所

氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第12条第4項の規定により、し尿等の処分を依頼します。

くみ取(清掃)世帯住所		
くみ取(清掃)世帯氏名	外 世帯	
処分依頼物	し尿	その他()
処分量	1	1
車両番号		
処分責任者		

様式第13号(第14条関係)

動物死体処理依頼書

年 月 日

(提出先)
川越市長

依頼者
住 所
氏 名
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第14条の規定により、動物の死体の処理を依頼します。

種 類	数 量	手 数 料		
		収集・運搬	処 分	計
犬	頭			
猫	頭			
そ の 他 の 動 物 ()	頭			

様式第14号(第18条関係)

手 数 料 減 免 申 請 書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申 請 者
住 所
氏 名
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第18条第1項の規定により、一般廃棄物の
処理手数料の減額・免除を申請します。

一般廃棄物の種類	
一般廃棄物の数量	
手 数 料 の 額 (料 金)	
申 請 の 理 由	
期 間	

様式第15号(第18条関係)

手 数 料 減 免 決 定 書

年 月 日

様

川越市長



年 月 日付けで申請のあった手数料の減額・免除については、次のとおり決定しました。

一般廃棄物の種類	
一般廃棄物の数量	
手 数 料 の 額 (料 金)	
減 額 又 は 免 除 の 理 由	
期 間	

備考 減免期間内に減額又は免除の理由がなくなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

様式第16号(第19条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申 請 者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

営業所の所在地 及 び 名 称	電話番号
取り扱う一般廃 棄 物 の 種 類	
収 集 又 は 運 搬 の 区 別	
営 業 の 区 域	
事業の用に供す る運搬車その他 主たる施設の種 類 及 び 数 量 又 は規模	

様式第17号(第20条関係)

一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

営業所の所在地 及 び 名 称	電話番号
取り扱う一般廃 棄 物 の 種 類	
処分(最終処分 を除く。)又は最 終処分の区別	
事業の用に供す る施設の種類、 数量、設置場所 及び処理能力 (最終処分場の 場合は埋立地の 面積及び埋立容 量)	
事業の用に供す る施設の処理方 式、構造及び設 備の概要	

様式第18号(第21条関係)

許可番号第		号
一般廃棄物収集運搬業許可証		
住 所		
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。		
年 月 日		
川越市長		印
記		
営業所の所在地 及 び 名 称		
取 扱 う 一 般 廃 棄 物 の 種 類		
収集又は運搬の 区 別		
運 搬 先		
営 業 の 区 域		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
許 可 の 条 件		

様式第19号(第21条関係)

許可番号第		号
一 般 廃 棄 物 処 分 業 許 可 証		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可する。		
年 月 日		
川越市長		印
記		
営業所の所在地 及 び 名 称		
取り扱う一般 廃棄物の種類		
処分(最終処分 を除く。)又は最 終処分の区別		
処 理 施 設	所 在 地	
	種 類	
	処 理 能 力	
処 分 先		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
許 可 の 条 件		

様式第20号(第22条関係)

(表面)

収集運搬業
一般廃棄物 許可不要者指定申請書
処 分 業

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第2条第2号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条の3第2号
に規定する市長の指定を

受けたいので、次のとおり申請します。

業 務 の 区 分 (該当する業務の番号 を○で囲むこと。)	1 一般廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を除く。) 2 一般廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を含む。) 3 一般廃棄物処分業		
一般廃棄物の種類			
事業所(事業場)の 所 在 地	(電話番号)	従業員の数	人
収 集 運 搬 施 設			
保 管 施 設			
再生利用の施設			
再生利用の目的			
再生利用の方法			
排 出 事 業 所 の 所在地及び名称	(電話番号)		
再生利用事業所の 所在地及び名称	(電話番号)		
事業開始予定年月日	年 月 日		

(裏面)

添付書類

- 1 再生利用されることが確実であることを証明する書類(証明書又は契約書の写し)
- 2 申請者が、個人の場合は住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のあるものに限る。)、法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 4 申請者(法人にあっては役員を含む。)が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 役員及び従業員名簿
- 7 経理的基礎に関する資料
- 8 その他市長が必要と認める書類

様式第21号(第22条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 許可不要者指定書
処 分 業 第 号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物 収集運搬業 処 分 業 の許可を要
しない者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号 第2条の3第2号 の
規定により、次のとおり指定します。

- 1 業務の区分
- 2 一般廃棄物の種類
- 3 排出事業所
- 4 再生利用事業所
- 5 再生利用の目的
- 6 再生利用の方法

年 月 日

川越市長



教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として(訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号(第23条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 処分業 変更許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申 請 者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物 収集運搬業 処分業
の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

営業所の所在地及び名称		電話番号
許可年月日及び許可番号		年 月 日許可 第 号
変 更 の 内 容	新	
	旧	
変 更 の 理 由		
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)		
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容		

様式第23号(第23条関係)

許可番号第 号	
一般廃棄物収集運搬業変更許可証	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。	
年 月 日	
川越市長 印	
記	
営業所の所在地 及 び 名 称	
取り扱う一般 廃棄物の種類	
収集又は運搬の 区 別	
運 搬 先	
営 業 の 区 域	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 の 条 件	
許可(新規・更 新)年 月 日	年 月 日
許可変更内容	

様式第24号(第23条関係)

許可番号第		号
一般廃棄物処分業変更許可証		
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。		
年 月 日		
川越市長		印
記		
営業所の所在地 及 び 名 称		
取 扱 う 一 般 廃 棄 物 の 種 類		
処分(最終処分 を除く。)又は 最終処分の区別		
処 理 施 設	所 在 地	
	種 類	
	処 理 能 力	
処 分 先		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
許 可 の 条 件		
許可(新規・更 新)年 月 日	年 月 日	
許 可 変 更 内 容		

様式第25号(第24条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 変更届出書
処 分 業

年 月 日

(提出先)
川越市長

届 出 者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け許可第 号で許可を受けた一般廃棄物 収集運搬業
処 分 業
に係る以下の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3
項及び川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第27条第2項の規定により、関係書類
等を添えて届け出ます。

取り扱う一般廃棄物の種類		
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項		☐ 氏名若しくは名称又は住所 ☐ 役員等 ☐ 営業所の所在地又は名称 ☐ 運搬車 ☐ 運搬車保管場所 ☐ 営業先 ☐ その他_____
変 更 の 内 容	新	
	旧	
変 更 の 理 由		

添付書類 市長が指示する書類及び図面

様式第26号(第24条関係)

廃止届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け許可第 号で許可を受けた 業の 一 部
全 部
を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項
浄 化 槽 法 第 38 条の規定により届け出
ます。

廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 し た 業 務	
廃 止 の 理 由	

添付書類 許可証

一般廃棄物処理業等許可証再交付申請書

(提出先)
川越市長

年 月 日付け許可第 号で交付を受けた許可証の再交付を受けたいので、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第25条の規定により申請します。

業 種	☐ 一般廃棄物収集運搬業 ☐ 浄化槽清掃業 ☐ 一般廃棄物処分業
再 交 付 原 因	☐ 紛失 ☐ 損傷
原 因 年 月 日	年 月 日
再 交 付 の 理 由	

添付書類 損傷した場合にあっては、損傷した許可証

様式第28号(第27条関係)

設置 許可証 一般廃棄物処理施設 変更 年 月 日 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 第8条第1項 第9条第1項 の規定により、 設置 変更 の許可を受け た一般廃棄物処理施設であることを証する。 川越市長 印			
許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び 処理する一般 廃棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第29号(第27条関係)

熱回収施設設置者認定証 年 月 日 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。 川越市長 印	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱 回 収 に 必 要 な 設 備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

様式第30号(第28条関係)
廃棄物処理施設許可証等再交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第31条の規定により、次のとおり許可証等の再交付を申請します。

種 別	一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証 熱回収施設設置者認定証
許可(認定)の年月日 及び許可(認定)番号	年 月 日 第 号
再 交 付 原 因	紛 失 損 傷
再 交 付 の 理 由	

備考 損傷した場合にあつては、損傷した許可証又は認定証を添付すること。

様式第31号(第29条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
設 置 場 所	
種 類 ・ 能 力	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
竣 工 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該一般廃棄物処理施設は、同法第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定する申請書に 適合している。 記載した設置に関する計画に 適合していない。
備 考	

様式第32号(第30条関係)

一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場を確認したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 号
設置場所	
確認申請年月日	年 月 日
確認年月日	年 月 日
確認結果	当該一般廃棄物最終処分場は、同法第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は第9条の2の3第2項に規定する技術上の基準に 適合している。 適合していない。
備考	

様式第33号(第31条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設設置届出書		年 月 日
(提出先) 川越市長		
名 称 川越市 代表者の氏名 川越市長		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置するので、次のとおり届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事 務 処 理 欄		

(裏面)

△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△ 災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△ 埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

様式第34号(第31条関係)

一般廃棄物処理施設確認通知書

第 号
年 月 日

(提出先)
川越市長

川越市長



年 月 日付けで届出があった下記の施設については、その届出の内容が相当であると認められるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、通知します。

記

施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
届 出 の 内 容	一般廃棄物処理施設(設置・変更)

様式第35号(第32条関係)

(表面)

収集運搬業
産業廃棄物 許可不要者指定申請書
処 分 業

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第9条第2号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 に規定する市長の指定
第10条の3第2号

を受けたいので、次のとおり申請します。

業 務 の 区 分 (該当する業務の番号 を○で囲むこと。)	1 産業廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を除く。) 2 産業廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を含む。) 3 産業廃棄物処分業		
産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石 綿含有産業廃棄物、水 銀使用製品産業廃棄 物又は水銀含有ばい じん等が含まれる場 合は、その旨を含む。)			
事業所(事業場)の 所 在 地	(電話番号)	従業員の数	人
収 集 運 搬 施 設			
保 管 施 設			
再 生 利 用 の 施 設			
再 生 利 用 の 目 的			
再 生 利 用 の 方 法			
排 出 事 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	(電話番号)		
再 生 利 用 事 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	(電話番号)		
事業開始予定年月日	年 月 日		

(裏面)

添付書類

- 1 再生利用されることが確実であることを証明する書類(証明書又は契約書の写し)
- 2 申請者が、個人の場合は住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のあるものに限る。)、法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 4 申請者(法人にあっては役員を含む。)が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 役員及び従業員名簿
- 7 経理的基礎に関する資料
- 8 その他市長が必要と認める書類

様式第36号(第32条関係)

産業廃棄物 収集運搬業 許可不要者指定書
処 分 業 第 号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物 収集運搬業 の許可を要
処 分 業
しない者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号
第10条の3第2号 の
規定により、次のとおり指定します。

- 1 業務の区分
- 2 産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- 3 排出事業所
- 4 再生利用事業所
- 5 再生利用の目的
- 6 再生利用の方法
年 月 日

川越市長



教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として(訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第37号(第33条関係)

産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第31条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

種 別	産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物処分業
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
再 交 付 原 因	紛 失 損 傷
再 交 付 の 理 由	

備考 損傷した場合にあつては、損傷した許可証を添付すること。

様式第38号(第34条関係)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)

収集運搬業
処分業

休止届出書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)

収集運搬業
処分業

の一部(全部)を休止するので、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
休 止 に 係 る 業 務	
休 止 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止 の 理 由	

様式第39号(第35条関係)

産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
設 置 場 所	
種 類 ・ 能 力	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
竣 工 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該産業廃棄物処理施設は、同法第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定する申請書に記載した設置に関する計画に 適合している。 適合していない。
備考	

様式第40号(第36条関係)

産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項又は同法第15条の3の2第2項の規定により、産業廃棄物最終処分場を確認したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日
設置場所	
確認申請年月日	年 月 日
確認年月日	年 月 日
確認結果	当該産業廃棄物最終処分場は、同法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項又は同法第15条の3の2第2項に規定する技術上の基準に 適合している。 適合していない。
備考	

様式第41号(第37条関係)
特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特別管理産業廃棄物管理責任者を 設置
変更 したので、川越市廃棄物の処理及び再生利
廃止

用に関する規則第37条の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	(電話番号)
(ふりがな) 特別管理産業廃棄物 管理責任者の職名 及 び 氏 名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置、 変更又は廃止の年月 日 及 び そ の 事 由	(事由) 年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

様式第42号(第37条関係)

産業廃棄物処理実績報告書(年度)

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第37条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	(電話番号)							
産業廃棄物処理施設の種別	処分した産業廃棄物の種類と年間処分量(単位t・m³)				処分後の産業廃棄物の処分量(単位t・m³)			
	A	A	A	A	種 別	排 出 量	処 分 方 法	処 分 量
合 計								

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。
 - 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
 - 処分した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、A欄にその旨を記載すること。

様式第43号(第37条関係)

(表面)
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理(運搬)実績報告書(年度)
【収集運搬業】

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理実績について、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第37条第4項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	許可年月日			年 月 日			許可番号		
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者または収集運搬業者)			運搬先			引き渡した者		
	許可番号	氏名又は名称	受託量 (単位: t・m ³)	名 称	運搬量 (単位: t・m ³)		許可番号	氏名又は名称	引 渡 量 (単位: t・m ³) ※
	住 所			住 所			住 所		

(裏面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者または収集運搬業者)			運搬先		引き渡した者			
	許可番号	氏名又は名称	受託量 (単位: t・m³)	名称	運搬量 (単位: t・m³)	許可番号	氏名又は名称	引渡量 (単位: t・m³)	※
	住所			住所		住所			

備考

1

この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。

2

委託者とは、報告者に運搬を委託したものをいい、排出事業者から委託を受ける場合と収集運搬業者から再委託を受ける場合があること。なお、再委託である場合には、再委託者の許可番号を記載すること。また、住所は、当該産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載すること。

3

報告者が引き渡した者に運搬を再委託した場合は、再受託者について記載し、空欄に(再)と記載すること。

4

処理した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。

様式第44号(第37条関係)

(表面)
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理(処分)実績報告書(年度)
【中間処分業・最終処分業】

(提出先)
川越市長

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績について、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第37条第3項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類					許可年月日	年 月 日			許可番号				
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）				処 分			受 託 者					
	許可番号	氏名又は名称	受託量※	※	名 称	処 分 量	処 分 後 量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委 託 量	※	
			(単位: t・m³)			(単位: t・m³)	(単位: t・m³)						(単位: t・m³)
	住 所				処 分 場 所			住 所					

(裏面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）			処 分			受 託 者				
	許可番号	氏 名 又 は 名 称	受 託 量 ※	名 称	処 分 量	処 分 後 量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委 託 量 ※	※
			(単位t・㎡)		(単位t・㎡)	(単位t・㎡)				(単位t・㎡)	※
	住	所		処	分	場	所	住	所		

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。
2 委託者とは、報告者に処分を委託したものをいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。なお、処分業者からの再委託である場合は、※欄に(再)と記載すること。
3 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては※※欄に(残)と、処分を再委託した場合にあっては、(再)と記載すること。
4 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し、添付すること。
5 処分した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。

別紙

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書(年度)

産業廃棄物・特別管理産業 廃棄物処理施設の種類	処分した産業廃棄物の種類及び年間処分量(単位t・m ³)				処分後の産業廃棄物の処分量(単位t・m ³)			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 分 方 法	処 分 量
合 計								

備考

- 1 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
- 2 処分した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、A欄にその旨を記載すること。

様式第45号(第38条関係)

廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項及び第5項(同法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、欠格要件に該当するに至ったことを届け出ます。

許可の年月日 及び許可番号	一般廃棄物収集運搬業	第 年 月 日号
	一般廃棄物処分業	第 年 月 日号
	産業廃棄物収集運搬業	第 年 月 日号
	産業廃棄物処分業	第 年 月 日号
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 年 月 日号
	特別管理産業廃棄物処分業	第 年 月 日号
欠格要件のうち該当するに至ったもの及び具体的事由 (※)	(該当する欠格要件) 法第7条第5項第4号 ロハニホヘトリヌル (法第14条第5項第2号 イハニホ)	
	(具体的事由) (「誰」が「どうした」ので欠格要件に該当した、というように記載してください。)	
欠格要件に該当するに至った年月日 (※)		年 月 日

※印の欄は、法第7条の2第5項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)による場合は記載不要です。

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		年	月	日
(提出先) 川越市長				
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類				
着工予定年月日				
使用開始予定年月日				
※許可の年月日				
※許可番号				
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) $m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3				
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置			
	一般廃棄物処理施設の処理方式			
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備			
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値			
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
※ 事 務 処 理 欄				

(第2面)

△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項			
△ 災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)				
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分	
	処分方法			
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分	
	処分方法			
△ 埋立処分の計画(最終処分場の場合)				
△ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項				

(第3面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
法定代理人(申請者が同法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第47号(第38条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 工 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※ 受 付 欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

様式第48号(第38条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年 月 日	
(提出先) 川越市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種 類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

様式第49号(第38条関係)

定期検査結果通知書 年 月 日 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。 川越市長 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種 類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定 期 検 査 の 結 果	
次 回 の 検 査 期 限	年 月 日
※事務処理欄	

様式第50号(第38条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋 立 処 分 開 始 年 月	
埋 立 処 分 修 了 予 定 年 月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の 内 容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
		年 月 日	
(提出先) 川越市長		申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変 更 の内容	一般廃棄物処理施設 において処理する一 般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設 の処理能力(一般廃棄 物の最終処分場であ る場合にあっては、一 般廃棄物の埋立処分 の用に供される場所 の面積及び埋立容量)	変更後 $\text{m}^3/\text{日}(\quad)\text{時間}$ $\text{t}/\text{日}(\quad)\text{時間}$ $\text{m}^3/\text{時間}$ $\text{t}/\text{時間}$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	変更前 $\text{m}^3/\text{日}(\quad)\text{時間}$ $\text{t}/\text{日}(\quad)\text{時間}$ $\text{m}^3/\text{時間}$ $\text{t}/\text{時間}$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設 の位置、構造等の設 置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設 の維持管理に関する 計画		
	変更の理由		
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が同法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役 職 名 ・ 呼 称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍 住 所
		割 合	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第52号(第38条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
		年 月 日	
(提出先) 川越市長			
		住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可(届出) 年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4(同規則第5条の9において準用する場合を含む。)第1号から第5号までに掲げる事項の変更		
	同規則第5条の4第6号に掲げる事項の変更		
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな) 名 称	住 所	
	(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		役職名・呼称	住 所
	廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
備考			
1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
2 「同規則第5条の4第6号に掲げる事項の変更」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

様式第53号(第38条関係)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分が終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の 管 理 予 定 者 及 び そ の 連 絡 先	住所 氏名 (電話番号)		
設 置 場 所			
許可の年月日及び許可 番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号		
埋立地の面積、埋立ての 深さ及び覆土の厚さ	面積 m ²	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m
埋 立 処 分 の 方 法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた一般廃棄物 の種類(当該一般廃棄物 に石綿含有一般廃棄物 又は水銀処理物が含ま れる場合は、その旨を含 む。)、数量及び性状	種類	数量(m ³)	性状

様式第54号(第38条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

(提出先)

川越市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は同法第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可 番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の 種類(当該一般廃棄物 に石綿含有一般廃棄物 又は基準適合水銀処理 物が含まれる場合は、そ の旨を含む。)及び数量	種類	数量(m ³)
埋立地の面積及び埋立 の 深 さ	面積 埋立ての深さ m ² m	
埋 立 処 分 の 方 法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

備考

- 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

様式第55号(第38条関係)

廃棄物処理施設に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項及び第7項(同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、欠格要件に該当するに至ったことを届け出ます。

許可の年月日、 許可番号、設 置の場所及び施 設の種 類	一般廃棄物処理施設	年 月 日 第 号
		施設の設置場所
	産業廃棄物処理施設	年 月 日 第 号
		施設の設置場所
欠格要件のうち 該当するに至っ たもの及び具体 的 事 由 (※)	(該当する欠格要件) 法第7条第5項第4号 ロハニホヘトリヌル (法第14条第5項第2号 イハニホ)	
	(具体的事由) (「誰」が「どうした」ので欠格要件に該当した、という ように記載してください。)	
欠格要件に該当するに至った年月日 (※)		年 月 日

※印の欄は、法第9条第7項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)による場合は記載不要です。

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書		年 月 日
(提出先) 川越市長		
申請者		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
熱 回 収 施 設 の 設 置 の 場 所		
※ 認 定 の 年 月 日		年 月 日
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許 可 の 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
※ 事務処理欄		

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

熱回収施設休廃止等届出書	
(提出先) 川越市長	年 月 日
届出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由
	年月日
廃止、休止又は再開したとき	理 由
	年月日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容
	理 由
	年月日
※ 事 務 処 理 欄	
備考	
1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。	

様式第58号(第38条関係)

熱回収報告書	
年 月 日	
(提出先) 川越市長	
報告者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日までの年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

様式第59号(第38条関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書			
(提出先) 川越市長		年 月 日	
		名 称 川越市 代表者の氏名 川越市長	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、一般廃棄物処理施設を変更するので、次のとおり届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において 処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分用の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更後	変更前
		$\text{m}^3/\text{日}(\quad)\text{時間}$	$\text{m}^3/\text{日}(\quad)\text{時間}$
		$\text{t}/\text{日}(\quad)\text{時間}$	$\text{t}/\text{日}(\quad)\text{時間}$
		$\text{m}^3/\text{時間}$ $\text{t}/\text{時間}$	$\text{m}^3/\text{時間}$ $\text{t}/\text{時間}$
	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2	
埋立容量 m^3	埋立容量 m^3		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
備考			
1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。			
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図			
(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図			
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値			
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値			
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌数等の項目、最終処分場にあっては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値			
3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

様式第60号(第38条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	
年 月 日	
(提出先) 川越市長	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が同法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 住	籍 所
		割 合		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第61号(第38条関係)

(第1面)

合併・分割認可申請書	
年 月 日	
(提出先) 川越市長	申請者 名称 住所 代表者の氏名 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
①一般廃棄物処理施設の設置の場所	
②一般廃棄物処理施設の種類	
③許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤合併又は分割の方法及び条件	
⑥合併又は分割の理由	
⑦合併又は分割の時期	
※ 認可の年月日	年 月 日
※ 認可番号	
※ 事務処理欄	

(第2面)

⑨申請者			
(ふりがな) 名 称		住 所	

⑩役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

⑪発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の額	本 籍	
		割 合	住 所	

(第3面)

⑪廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

⑫合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

(第4面)

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数			出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本	籍
			住	所

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- ⑨及び⑭の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第62号(第38条関係)

(表面)

相統届出書		年 月 日
(提出先) 川越市長	届出者 住 所 氏 名 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相統により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
被相統人との続柄		
被相統人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
相統の開始の日		
※ 事 務 処 理 欄		

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
法定代理人(相続人が同法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	本 住 所		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住 所	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 市長が定める部数を提出すること。			
4 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			

様式第63号（第38条関係）

（表面）

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

（提出先）

川越市長

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等について、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨を含む。）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
処 理 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	t/日（ ）時間 t/時間 埋立地の面積 m ² （既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。） 埋立地の残余容量 m ³
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、同項第5号の2又は第6号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。）の見込み	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	

備考

- 産業廃棄物処理施設の種類については、破碎施設、焼却施設、溶融施設又は最終処分場の別を記入すること。
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(裏面)

添付書類

- 1 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第12条の5に規定する許可証の写し
- 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
 - (1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定による許可を受けたことを示す書類
 - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
 - (3) 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し

様式第64号（第38条関係）

受理書

第 年 月 日 号

様

川越市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出を受理しました。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物を処理する旨を含み、同項第5号の2又は第6号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては水銀処理物を処理する旨を含む。）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	

備考 当該産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があったとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、この受理書を添えて、届け出ること。

様式第65号(第38条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理施設の種類の変更(処理する産業廃棄物の種類の変更、一般廃棄物の処理の事業の廃止)をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容 (変更があつた場合)	産業廃棄物処理施設の種類の	
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨を含む。)	
	変 更 年 月 日	年 月 日
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年 月 日
届 出 年 月 日		年 月 日

備考

- 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 2 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出書に基づき交付された受理書を添付すること。

様式第66号(第38条関係)

特定処理施設における事故状況等届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定処理施設において破損その他の事故が発生し、応急の措置を講じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、関係図面を添えて届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
特定処理施設の種類	
特定処理施設の設置場所	
事故の発生年月日	年 月 日 午前 午後 時 分頃
事故の状況	
講じた措置の概要	

備考

- 1 「特定処理施設の種類の」欄には、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又はその他の処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第18条に規定する処理施設をいう。)の別を記入すること。更に、具体的な施設の種類の、形式等を括弧書きにすること。
- 2 「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は気体の飛散、流出の状況等、生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。
- 3 「講じた措置の概要」の欄については、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための応急措置の概要を記入すること。
- 4 「事故の状況」及び「講じた措置の状況の概要」の欄に、その記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。

様式第67号(第39条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申 請 者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

営業所の所在地 及 び 名 称		電話番号			
施 設	種 類	構 造		面 積 の 合 計	備 考
				m ²	
				m ²	
				m ²	
器 具	機能点検器具	温 度 計	個	透 視 度 計	個
		スカム及び汚泥厚測定器具			個
		水素イオン濃度指数測定器具			個
		汚 泥 沈 殿 試 験 器 具			個
	清 掃 器 具	パイプ及びスロット掃除器具			個
		ろ 床 洗 浄 器 具			個
	汚泥等の引出しに適する器具の 名称及び数量(ふん尿車にあつ ては、車両番号及び最大積載量)				

様式第68号(第41条関係)

許可番号第		号
浄化槽清掃業許可証		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可する。		
年 月 日		
川越市長		印
記		
営業所の所在地 及 び 名 称		
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
許可の条件		

様式第69号(第42条関係)

浄化槽清掃業変更届出書

年 月 日

(提出先)
川越市長

届 出 者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け許可第 号で許可を受けた浄化槽清掃業に係る以下の事項について変更したので、浄化槽法第37条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項		☐ 氏名若しくは名称又は住所 ☐ 役員 ☐ 営業所の所在地又は名称 ☐ ふん尿車 ☐ その他_____
変 更 の 内 容	新	
	旧	
変 更 の 理 由		

添付書類 市長が指示する書類及び図面

様式第70号(第44条関係)

身 分 証 明 書	
写真貼付	職名及び氏名
	年 月 日 生
川越市長印	年 月 日 発行
	上記の者は川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第42条第1項に規定する立入調査をする職員である。
川越市長	
印	

様式第1号（第5条関係）

（平15規則71・平19規則39・平23規則21・令4規則24・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平29規則8・全改、令4規則24・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平15規則71・平19規則39・平23規則21・令4規則24・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（平15規則71・一部改正）

様式第5号（第9条関係）

（平15規則71・一部改正）

様式第6号（第10条関係）

（平15規則71・平19規則39・平23規則21・令4規則24・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

（平15規則71・平19規則39・平23規則21・令4規則24・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（平29規則56・全改、令4規則24・一部改正）

様式第9号（第12条関係）

（平15規則71・平19規則39・平23規則21・令4規則24・一部改正）

様式第10号（第12条関係）

（平29規則56・全改）

様式第11号（第12条関係）

（平15規則71・一部改正）

様式第12号（第12条関係）

（平15規則71・平19規則39・平23規則21・令4規則24・一部改正）

様式第13号（第14条関係）

（平15規則71・平19規則39・令4規則24・一部改正）

様式第14号（第18条関係）

（平15規則71・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第15号
繰上、令4規則24・一部改正）

様式第15号（第18条関係）

（平15規則71・一部改正、平21規則27・旧様式第16号繰上）

様式第16号（第19条関係）

（平29規則56・全改、令4規則24・一部改正）

様式第17号（第20条関係）

（平29規則56・全改、令4規則24・一部改正）

様式第18号（第21条関係）

（平29規則56・全改）

様式第19号（第21条関係）

（平29規則56・全改）

様式第20号（第22条関係）

（平15規則71・追加、平15規則120・平17規則3・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第21号繰上、平23規則21・平24規則67・平29規則56・令元規則26・令4規則24・一部改正）

様式第21号（第22条関係）

（平29規則56・全改）

様式第22号（第23条関係）

（平15規則71・旧様式第21号繰下、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第23号繰上、平23規則21・平26規則5・令4規則24・一部改正）

様式第23号（第23条関係）

（平29規則56・全改）

様式第24号（第23条関係）

（平29規則56・全改）

様式第25号（第24条関係）

（平29規則56・全改、令4規則24・一部改正）

様式第26号（第24条関係）

（平15規則71・旧様式第25号繰下、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第27号繰上、平23規則21・令4規則24・一部改正）

様式第27号（第25条関係）

（平15規則71・旧様式第26号繰下・一部改正、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第28号繰上、平23規則21・平26規則5・令4規則24・一部改正）

様式第28号（第27条関係）

（平29規則56・全改）

様式第29号（第27条関係）

（平23規則21・全改）

様式第30号（第28条関係）

（平23規則21・追加、令4規則24・一部改正）

様式第31号（第29条関係）

（平15規則71・追加、平21規則27・旧様式第31号繰上、平23規則21・旧様式第30号繰下・一部改正）

様式第32号（第30条関係）

（平15規則71・追加、平21規則27・旧様式第32号繰上、平23規則21・旧様式第31号繰下・一部改正）

様式第33号（第31条関係）

（平15規則71・追加、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第33号繰上、平23規則21・旧様式第32号繰下、平29規則56・令4規則24・一部改正）

様式第34号（第31条関係）

（平15規則71・追加、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第34号繰上、平23規則21・旧様式第33号繰下・一部改正）

様式第35号（第32条関係）

（平15規則71・追加、平15規則120・平17規則3・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第35号繰上、平23規則21・旧様式第34号繰下・一部改正、平24規則67・平29規則56・令元規則26・令4規則24・一部改正）

様式第36号（第32条関係）

（平29規則56・全改）

様式第37号（第33条関係）

（平15規則71・追加、平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第37号繰上、平23規則21・旧様式第36号繰下・一部改正、令4規則24・一部改正）

様式第38号（第34条関係）

(平15規則71・追加、平15規則120・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第38号繰上、平23規則21・旧様式第37号繰下・一部改正、令4規則24・一部改正)

様式第39号(第35条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平21規則27・旧様式第39号繰上、平23規則21・旧様式第38号繰下・一部改正)

様式第40号(第36条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平21規則27・旧様式第40号繰上、平23規則21・旧様式第39号繰下・一部改正)

様式第41号(第37条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・平19規則39・一部改正、平21規則27・旧様式第41号繰上、平23規則21・旧様式第40号繰下・一部改正、令4規則24・一部改正)

様式第42号(第37条関係)

(平29規則56・全改、令4規則24・一部改正)

様式第43号(第37条関係)

(平15規則71・追加、平19規則39・一部改正、平20規則26・旧様式第44号繰上、平21規則27・旧様式第43号繰上、平23規則21・旧様式第42号繰下・一部改正、平29規則56・令4規則24・一部改正)

様式第44号(第37条関係)

(平29規則56・全改、令4規則24・一部改正)

様式第45号(第38条関係)

(令元規則26・全改、令4規則24・一部改正)

様式第46号(第38条関係)

(平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平19規則39・旧様式第46号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第47号繰上、平21規則27・旧様式第46号繰上、平23規則21・旧様式第45号繰下・一部改正、平24規則46・平29規則56・令元規則26・令4規則24・一部改正)

様式第47号(第38条関係)

(平15規則71・追加、平19規則39・旧様式第47号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第48号繰上、平21規則27・旧様式第47号繰上、平23

規則 2 1 ・旧様式第 4 6 号繰下 ・一部改正、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 4 8 号 (第 3 8 条関係)

(平 2 3 規則 2 1 ・追加、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 4 9 号 (第 3 8 条関係)

(平 2 3 規則 2 1 ・追加)

様式第 5 0 号 (第 3 8 条関係)

(平 1 5 規則 7 1 ・追加、平 1 9 規則 3 9 ・旧様式第 4 8 号繰下 ・一部改正、平 2 0 規則 2 6 ・旧様式第 4 9 号繰上、平 2 1 規則 2 7 ・旧様式第 4 8 号繰上、平 2 3 規則 2 1 ・旧様式第 4 7 号繰下 ・一部改正、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 5 1 号 (第 3 8 条関係)

(平 1 5 規則 7 1 ・追加、平 1 5 規則 1 2 0 ・一部改正、平 1 9 規則 3 9 ・旧様式第 4 9 号繰下 ・一部改正、平 2 0 規則 2 6 ・旧様式第 5 0 号繰上、平 2 1 規則 2 7 ・旧様式第 4 9 号繰上、平 2 3 規則 2 1 ・旧様式第 4 8 号繰下 ・一部改正、平 2 4 規則 4 6 ・平 2 9 規則 5 6 ・令元規則 2 6 ・令 4 規則 2 4 ・令 7 規則 1 9 ・一部改正)

様式第 5 2 号 (第 3 8 条関係)

(平 2 5 規則 7 1 ・全改、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 5 3 号 (第 3 8 条関係)

(平 2 9 規則 5 6 ・全改、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 5 4 号 (第 3 8 条関係)

(平 1 5 規則 7 1 ・追加、平 1 9 規則 3 9 ・旧様式第 5 2 号繰下 ・一部改正、平 2 0 規則 2 6 ・旧様式第 5 3 号繰上、平 2 1 規則 2 7 ・旧様式第 5 2 号繰上、平 2 3 規則 2 1 ・旧様式第 5 1 号繰下 ・一部改正、平 2 9 規則 5 6 ・令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 5 5 号 (第 3 8 条関係)

(令元規則 2 6 ・全改、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 5 6 号 (第 3 8 条関係)

(平 2 3 規則 2 1 ・追加、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 5 7 号 (第 3 8 条関係)

(平 2 3 規則 2 1 ・追加、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第 5 8 号 (第 3 8 条関係)

(平 2 3 規則 2 1 ・追加、令 4 規則 2 4 ・一部改正)

様式第59号（第38条関係）

（平29規則56・全改、令4規則24・令7規則19・一部改正）

様式第60号（第38条関係）

（平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平19規則39・旧様式第54号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第56号繰上、平21規則27・旧様式第55号繰上、平23規則21・旧様式第54号繰下・一部改正、平24規則46・令元規則26・令4規則24・一部改正）

様式第61号（第38条関係）

（平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平19規則39・旧様式第55号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第57号繰上、平21規則27・旧様式第56号繰上、平23規則21・旧様式第55号繰下・一部改正、令4規則24・一部改正）

様式第62号（第38条関係）

（平15規則71・追加、平15規則120・一部改正、平19規則39・旧様式第56号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第58号繰上、平21規則27・旧様式第57号繰上、平23規則21・旧様式第56号繰下・一部改正、平24規則46・令元規則26・令4規則24・一部改正）

様式第63号（第38条関係）

（令2規則57・全改、令4規則24・一部改正）

様式第64号（第38条関係）

（令2規則57・全改）

様式第65号（第38条関係）

（平29規則56・全改、令4規則24・一部改正）

様式第66号（第38条関係）

（平19規則39・追加、平20規則26・旧様式第62号繰上、平21規則27・旧様式第61号繰上、平23規則21・旧様式第60号繰下、令4規則24・一部改正）

様式第67号（第39条関係）

（平15規則71・旧様式第27号繰下・一部改正、平15規則120・旧様式第57号繰下、平19規則39・旧様式第60号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第63号繰上、平21規則27・旧様式第62号繰上、平23規則21・旧

様式第61号繰下・一部改正、平26規則5・令4規則24・一部改正)

様式第68号 (第41条関係)

(平15規則71・旧様式第28号繰下・一部改正、平15規則120・旧様式第58号繰下、平19規則39・旧様式第61号繰下、平20規則26・旧様式第64号繰上、平21規則27・旧様式第63号繰上、平23規則21・旧様式第62号繰下・一部改正)

様式第69号 (第42条関係)

(平15規則71・旧様式第29号繰下・一部改正、平15規則120・旧様式第59号繰下、平19規則39・旧様式第62号繰下・一部改正、平20規則26・旧様式第65号繰上、平21規則27・旧様式第64号繰上、平23規則21・旧様式第63号繰下・一部改正、令4規則24・一部改正)

様式第70号 (第44条関係)

(平15規則71・旧様式第30号繰下・一部改正、平15規則120・旧様式第60号繰下、平19規則39・旧様式第63号繰下、平20規則26・旧様式第66号繰上、平21規則27・旧様式第65号繰上、平23規則21・旧様式第64号繰下)